

令和 6 年 1 月 15 日

地方自治に民主主義を求める会  
代表 岩崎 祝子 様

沼津市長 頼 重 秀



公開質問状について (回答)

令和 5 年 12 月 19 日付提出がありました公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

1 市有地の適正な管理について

- (1) 私有地の中に官地が含まれ一体で使用している事例は、市議会議員の方々の中にもあると認識しています。市長は「法の下での平等」と言い、あたかも議員だからと言って容赦しないとばかり、山下市議を「不当利得」だと決めつけ訴訟までおこしました。他の議員、他の事例と公平・公正に扱っていないとおもいます。市長はどのようにお考えですか？

【回答】

個人敷地内の官地が、機能性と公共性の両方を喪失し、用途廃止が可能な場合、一般的に土地の売買や家屋の建て替え時等において、市民からの払下げの申請があれば、普通財産化のうえ、払下げを前提に対応しています。

訴訟案件については、本市は本件市有地において駐車台数 3 台分の駐車料を確認しておりますが、代理人弁護士と相談し、このうち、賃貸し収益を得ていた 2 台分のみを不当利得返還請求の対象としました。残り 1 台分についてはご自身や来訪者が使用していることから対象としておらず、他の事例との扱いは異なります。

(2) 私有地に囲まれている官地の管理と取り扱いについて、市のHPには「単独利用困難な市有地等の売却について」、「市有地のうち公用又は公共用での利活用の見込みがなく、その形状や面積などの個別事情により単独での利用が困難と判断される土地」は「隣接する土地の所有者に売却することができます」としています。また先の市議会答弁で「法定外公共物が民地に取り込まれている場合、そのほとんどが管理上支障がなく、対応の緊急性がないことから、土地の売買や家屋の建て替え時において、住民からの申請に応じて対応する」と述べています。これらの趣旨にしたがえば、問題としている2筆の土地は山下氏の宅地に囲まれていて、30年以上も問題なく占有・使用されていたのですから、その所有権の帰属について、まず穏やかに話し合うべきではなかったのですか。

昨年11月、山下氏の最初の代理人が大幅譲歩して「払い下げ」提案をした時に、市は「払い下げによる解決にはならない」と拒否し、不当利得(約202万円)を返還しろとの強硬姿勢でした。なぜ、不当利得になるのか、その額が約202万円となるのか(山下氏はそんな金額を得ていない)、市長の判断は民法上も、事実認識においても間違っていたのではないのですか？

#### 【回答】

本市においても、話し合いによる解決が望ましいと考えていたことから、代理人弁護士を立て、昨年から代理人弁護士間による交渉を開始しましたが、本市側からの呼びかけに応じていただけませんでした。

また、令和4年12月に送付しました本市代理人弁護士から山下市議代理人弁護士への通知は、「利益についてどのようにお考えであるか、その点を明確に示していただく」ことを前提として「払い下げることにより解決」するもので、払い下げを拒否したものではありません。

#### R4.12.7 相平方弁護士への通知【原文】

払い下げについては、払い下げの希望をあらためて出してもらう必要があるものです。

(中略)

その利益についてどのようにお考えであるか、その点を明確に示していただければ、本件土地を払い下げることにより解決という運びにはならないと考えております。

(3) 土地の所有権の争いが起きた場合、国(財務省)では一般的に次のような扱いをしていると認識しています。問題となる土地の取得の経過と資料を調べる、土地の所有権の帰属について話し合う、合意できない時は裁判所での判断をおおぐ、と。

なぜ市長は土地の経緯を調べ、根拠資料を示し、山下氏と話しあわなかったのですか？

【回答】

本市は、平成3年に当該市有地を、第三者から本市が購入した契約書を保有しており、その後、山下市議のご尊父を含め、どなたとも売買契約をしていません。

このことから、当該市有地は、沼津市の土地であると確認しており、当初は、相手方も市有地であることを認識しているとの発言をされておりました。

話し合いによる解決を図るため、代理人弁護士間による交渉を開始しましたが、本市側からの呼びかけに応じていただけず、最終的に相手方から「請求には応じない」との回答があり、さらに土地の所有権に関しても、自分の土地であると主張を宣更されたことから、交渉による解決の目途がたたないものとして、令和5年10月16日に市議会にて提訴についてご議決いただき、同年11月28日に訴状を静岡地方裁判所沼津支部に提出し、裁判所に判断を委ねることとしました。

## 2 裁判に多額の血税を費やすことについて

約202万円を請求する訴訟にかかる弁護士費用は、謝会答弁によりますとすでに77.2万円支出され、今後も一年あたり77.2万円も支出していくことになります。あと1年7か月も裁判を続けるならば請求額を超える経費が市民の血税で賄われることとなります。市民感覚とすれば、まことに不合理極まりなく、得るものは何にもありません。こうした悪しき前例を作ることを市長はどうお考えですか？

【回答】

本来なら話し合いで解決したいところですが、一昨年からの本市代理人弁護士による交渉の呼びかけに応じていただけず、市民の代表である市議会において議決され訴状を提出したものであり、将来に向けて、市有地の適正な管理を図っていくためにも必要な経費であると考えています。

### 3 監査委員の意見についての見解

監査委員が「本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にならないことは当然である」と述べたことについて、先の市議会ではどういふ見解が問われて、答弁では「裁判を提訴することを妨げるものではない」としてます。答弁は的が外れています。裁判では根本的な解決にならないと言われているときに、市長は根本的な解決をどのように考えているか示すべきです。あらためて監査委員の意見について市長はどうお考えかおたずねします。

#### 【回答】

令和5年11月13日付け沼監第58号にて請求は却下されています。この通知にもありますように、「市が特定の請求の手段として訴訟を選択するかどうかは、(中略)市長の裁量的な判断に属している」ものです。

その上で、監査委員が付した「本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にはならない」との意見は、令和5年11月市議会における答弁のとおり、裁判を否定するものではないと認識しています。

### 4 市政の情報開示と市民の知る権利について

問題となっている土地の払い下げ代金はどうなっているか、情報開示を求めたとき、これを証明する書類が「保存されていない」と市が答えています。これが争いを招く原因となっています。土地取得の契約書やお金の動きの書類は、市有地の根拠となるものですから、文書は永年保存が原則ではないですか。山下氏の土地払い下げ書類は保存期限30年であっても、延長もできたわけですから、文書管理が適切ではなかったといえます。市長はどのようにお考えですか？

#### 【回答】

沼津市文書管理規程において、支出調書の保存年限は10年と規定され、保存期間が経過した文書は破棄することとされています。

保存年限の延長については、保存期間の満了した文書のうち、事務事業の遂行上必要な文書のみ保存期間を延長することができると規定され、本件もこれら規定に則って文書管理を行っており、文書管理が適切でないのご指摘にはあたりません。

一方、差額の支払いを証するものとして、当時、出納事務局長が支払いを確認した際に押す印鑑の印影がある回覧用紙が保存されており、これについては、山下市議側にも当然ながら開示の際に説明をしております。